

官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会
第 14 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 14 回 官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会 議事次第

日時：平成 19 年 6 月 12 日（火）18:30～19:15

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1．開 会

2．実施要項案の審議

- ・国民年金保険料収納事業（社保庁）

3．その他

4．閉 会

<出席者>

（委員）

樫谷主査、小林副主査、渡邊委員、佐藤専門委員

（社会保険庁）

那須国民年金事業室長、杉山国民年金事業室長補佐、矢口国民年金事業室長補佐、中澤国民年金事業室係長

（事務局）

中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、徳山企画官

榎谷主査 それでは、ただいまから第 14 回入札監理小委員会を行います。本日は、社会保険庁の「国民年金保険料の収納事業実施要項（案）」についての審議を行います。

本日は、社会保険庁から、これまでの審議を踏まえての実施要項（案）の修正点などについて御説明をいただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは、15 分程度で説明をお願いします。

那須室長 わかりました。それでは、修正点を中心に御説明したいと思います。

まず、要求水準のところでありまして、本編の 3 ページから「（４）事業実施に関して確保されるべき事業の質」。この中に要求水準が出てまいります。

ここで、本編の方では、前回のときに現年度、過年度、それぞれに要求水準を設定するということがあったのですが、19 ページの別紙 2 - 1 になります。こちらの方は直したバージョンなわけですが、前回のときにお示ししたときに、現年度、過年度というのがごっちゃになっていて考えがまとまっていないではないかという御指摘をいただいたというところがありまして、ここははっきりと現年度、過年度を別立てで要求水準を定めるということで、本編に併せて表をつくり替えて修正をさせていただきます。

同じように、要求水準なり最低水準の算出根拠についても、どうもいまいち明確性がないうところも御指摘いただきました。同じように、この要求水準の本編に書いてあること、それから、別紙 2 - 2 としまして 22 ~ 23 ページに要求水準の算出根拠等につきまして、ここで明確に書かせていただいたということでございます。これがそういう具合になっています。

それから、最低水準を設定するといったときに、どうも前回までの書き方ですと、現年度と過年度がやはりいまいちはっきりわからない。現年度につきましては、とにかく実績ベースで上げていくのだというわけですが、過年度のものも、実績ベースですけれども、毎年乗せていくのだということが、前回の書き方ですとどうもはっきり見えないということをお指摘いただきましたので、そこを本編の中で 4 ページの下段、5 ページの上段にかけて明確に書かせてもらいました。

同じように、先ほどのものですが、22 ~ 23 ページの算出根拠の方でもきちっと書いた形で記入をさせてもらいました。

あと、大きく議論をいただきましたのが、本編の 5 ページの「（イ）委託費」の要求水準のインセンティブのところです。前回、要求水準の増減の単位ですとか、増、減のインセンティブの働く割合が、どちらにしても 1 % というような形でしていたところを、それでは余りインセンティブの効果なりが働かないのではないかというような御指摘もいただきまして、内部で一応検討しましたが、5 ページの下の方に書いてあります。

超過した場合におきましては、月数がその要求水準の月数を超過した割合 0.1 % ごとに、その割合を乗じて増額をする。ただ、0.1 % 未満の場合は増額に行かない。0.1 % 刻みでやっていきたい。

減額の方は、反対に要求水準の未達の割合というところで、0.5 % ごとということで刻み

をして減額をしたいなというところでございます。

更に、その御指摘をいただいて、初めてこうやって取り組んでいく中で、最低水準との関係からして、いきなり達成しなくて減額が働いていくというのはどうかということもあるので、その第1期なりは少し考えてはどうかという御指摘もいただきましたので、6ページの上から2行目以下に書いていますが、上記の減額の規定というのは、第1期、これは今年の秋から始まる第1期分ですが、これに限り、民間事業者が最低水準以上の成績を上げた場合には適用しない。ここで最低水準を達成していれば、ここでは適用しないということで、第1期のところではしてみてもどうかという御意見をいろいろいただいた中でこうさせていただいたということでございます。

大きくは、こういった点の修正が中身でございます。

あと、10月からの実施で大丈夫かとかいろいろいただいておりますが、内部でもいろいろ検討しているのですが、10月は私どもとしても、やはり従来から取り組んでいる流れのちょうど切れ目でもありますし、どうしてもここで動いていかなければならないということもありまして、何としましてこれには間に合わせて、こういうふうにやっていきたいと思っております。

資料としましては、以上です。

榎谷主査 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、何か御意見・御質問がある方はよろしく願いいたします。
逢見委員どうぞ。

逢見委員 今、モデル事業でやっているところで、年金納付の記録問題が出た後、どういう状況になっているかというのを教えていただきたいのです。

那須室長 特段、事業者さんから、これが出ていて非常に困っているとかというところは来てはいないです。

逢見委員 普通、考えられるのは、督励したときに私の記録はどうなっているのだという問い合わせが、当然、その督励者のところに行っているのではないかと思うのですけれども、どういう対応をしているのですか。

那須室長 その場合は、事業者の方では特にできませんので、過去の記録とかになりますから、それは事務所を紹介するなり、それから、どうしても教えてくれということであれば事務所の方に連絡をもらって、事務所の方からアプローチするとかいうやり方で話をしております。

逢見委員 その間、督励業務は止まるわけですね。

那須室長 督励としては督励で、そのままにしてやっています。話の中で、我々も事務所にも、今言っていますのは、単に保険料の話だけではなくて、これだけ記録のことを言われているので、常に被保険者の方、お客さんの記録というものをよく意識して督励をしていかないと、「納める納める」だけではこれは通じない。

今後の取組み、まだ現実的には現年度のものは来月から本格化していきますので、その

中では、今、指示していますのは、よく記録も確認しながら督促をしていく必要がある。これをみんなに周知してやっていかざるを得ないだろう。

ただ、事業者さんの場合に渡しているデータは未納データだけなものですから、過去の記録とかはどうしても見られませんので、お声をかけていただいて、記録の話になれば、記録が必要であれば、御本人だということ聞いていただいて、事務所につないでいただく。それで事務所の方から反対にアプローチをしていかないといけないのかな。こういう具合にしていきたいと思っています。

榎谷主査 佐藤先生の方から、今のお話を伺って何かありますか。

佐藤専門委員 これは事実に対する認識の問題なので、今はモデル事業を実施していて、受託事業者はどこも問題点がないということのようですが、これは、事業者に対してそういう観点からヒアリングしていただいた結果なのですか。

中澤係長 ヒアリングは、特にはしてございません。

那須室長 うちから積極的にしていないからということがあるかもしれませんが、困っているのだという声や、全然進まないという声は聞いていないというところがございます。

榎谷主査 ちょうど事件というか、その問題が公になったのは5月ですね。

那須室長 そうです。

榎谷主査 ですからある意味では、今、一番逆風が吹いている時期だと思うのです。

実績の方は、まだ集計できていませんね。

那須室長 はい。

榎谷主査 おそらく、私がもし未納者であって納付を請求されたら、年金記録問題はどうなっているのですかというぐらひは必ず言うと思う。そうするとワンクッション入るわけですね。ワンクッション入ってこれが解決したら、また請求する形になるわけですね。そういう意味では、より手間暇がかかるのではないかというような話を佐藤専門委員としまして、この要求水準も含めて、これは過去の実績から算出したものなわけです。

過去の実績がいろいろあっても、戦時ではなくて平時の話ですね。今は戦時だとしたときに、本当に過去の実績だからといって最低基準が守れるのかどうなのか。守れない場合にはいろいろな調整も必要ですけれども、一番問題なのは、それを恐れて入札を手控える事業者が出てくることなのです。そうなったときに、ましてや、スケジュールがタイトで再入札をする時間もあまりないわけです。

そういうときに、1期分は要求水準を緩和していただいているんですが、佐藤先生の御指摘はつまり要求水準があって、最低水準がある。ここで、最低水準まではクッションがあって落とさないということなんですが、最低水準をクリアできなかった途端にぼんと落ちるんです。それをどういうふうに民間の事業者の方が判断されるのか。

それから、モデル事業は、まだ数が少ないんですが、今回は95箇所と大変数が多くなるわけです。そうするとモデル事業とは規模が相当違ってくるので、モデル事業のことだけ

で、平時ならともかく、戦時の中でどういう反応が起こるのかは、我々も想像がつかないのです。現状ではどういうふうなことが起こっているのか。それは一度受託事業者からよく聞いていただかないと、我々も何とも言えません。

かといって、余り要求水準を下げてしまっても、それは何のための「市場化テスト」かということが問題になると思うんですが、逆に、そのために入札者が少し手控えるとかということになってもちよっと困るかなというようなことを直前で議論をしまして、一度よくお話をお伺いするということと、モデル事業の範囲内でよく実態を調べていただく、聞いていただく。あるいはモデル事業だけではなくて、社会保険庁自身でも求人開拓をやっているわけですから、今、そんな督促どころではなくて、その対応に必死であって、そこに督促する時間もないのだということなのかもわかりませんが、どういう実態なのか、その辺をよく聞いていただきたいと思います。

やはりモデル事業の方が社会保険庁の委託で督促をしているといえ、社会保険庁が督促するのと同じ反応が起きるはずですから、一度よく実態を調べていただかなければいけないかなと思っています。恐らくモデル事業をやった方が、今回の民間競争入札に入札する可能性がより高いわけですから、そうすると、今、こうやって逆風が吹いているときに、モデル事業をしている民間事業者がどういう判断をなさるのが知りたいのです。

那須室長 確かに御指摘をいただいたように、非常に厳しい条件になってしまったところでは。

ただ、実は昨年も免除の問題があって、やはり一つは相当な反響がまたあるものですから、かなり落ち込んだ形で、今年はちょっと厳しいとかと思っています。

榎谷主査 国民年金保険料の免除ではなくて、今度は、要するに銀行に預金したけれど、誰の預金なのかわからなくなったというのと同じですから、ちょっとレベルが違うのではないかと思いますがね。免除はしようがないかなという感じはまだあります。確かにルールで攻め方の問題ですから、けしからんと思うけれどもね。

那須室長 記録の問題は、皆さん、本当にどちらかというとなくなっているとか言われるのですけれども、本当はそうではなくて、ただ統合というか、これができていないだけの話です。

榎谷主査 確かにお金としてあることは事実で、どんぶりとしては不正したわけではないのだけれども、識別できず、自分がつながらなければ自分が損するわけです。社会保険庁としてはトータルの中で不正したわけではないし、きちんとお金の管理はしていたので、わかればきちんと出しますよということだと思っただけですが、それがマスコミも過大に言っているのかも分かりませんが、そういう中で、事業に支障がないのかどうか、話を聞いていただきたい。

那須室長 そこは、私たちも早急に事業者さんと呼んで、話を聞いてみます。

榎谷主査 もう一つ気になっているのは、新聞に昨日でしょうか、今日も出ていましたし、何週間も前にも出ていましたけれども、振り込め詐欺ではないけれども、社会保険庁

の名前をかたってみたいなことがあるので、モデル事業の民間事業者が何々株式会社ですと言ったときに、今、どういう反応が起こっているのか、それも含めてそういう影響も聞いていただけたらいいと思うし、これは業者の方にも正しく周知してあげなければいけないけれども、未納者の方にも周知してもらわないと、そんなことは振り込め詐欺ではないかと思われたら、またよけいなアクションが出てくる訳ですから。

那須室長 確かに、それは今のモデル事業の中でも、やはり被保険者の方、お客さんの方から本当にそうなのかと本庁に問い合わせがあって、そういうことはございます。委託しているというのは本当なのかとか、確認の電話があります。

榎谷主査 当然、詐欺の人も出て、今、お金は社会保険庁に振り込むことになっているわけですね。民間業者ではないですね。

那須室長 そうです。

榎谷主査 ところが、こういう制度になったのでうちが集金できるようになりましたみたいなばかなことを言って、そういう口座に振り込ませるといってもないわけではないので、いろんなことを想定していただいて、きちっと周知をしていただく。それは民間業者に対する周知だけではなくて、国民に対しても正しく周知をしていただきたいですね。

那須室長 周知は、めいっばい市町村の広報とかを十分活用しながらやっていきたいなと思っています。

榎谷主査 どうぞ。

佐藤専門委員 これは御提案というのか、つまり年金記録問題がこの入札に与えるインパクトが、例えば今のモデル事業の事業受託者の方のヒアリングでもって、それなりに、例えば減額措置を許す必要があるとかないとかという結論がはっきり出ればいいですけども、この事業の実施スケジュールを拝見すると、多分判断の基礎になるだけのデータを集めている時間がないと思いますので、そういう前提で申し上げるのですけれども、つまり実態がわかった段階で、その実態に応じた措置が取れるように、緩衝材というかバッファをこの事業のたてつけの仕組みの中に入れておいた方が事業者さんに出ていただきやすいのではないかという意味で申し上げるわけです。

例えば、今の減額のところを拝見すると、今回、工夫して入れていただいた民間事業者が最低水準以上の成績を上げた場合には適用しないというふうに書いていただいたのですが、そうすると、逆を言うと最低水準未達の場合には直ちにどんと減額を行う。裏側でそういうふうに読ませていただいたのです。

那須室長 最低水準になってどんとではなくて、最低水準から0.5ということも、うちの書き方はあれですけどもね。

榎谷主査 そうは読めないですね。

佐藤専門委員 もし、この意味が最低水準未達というところを減額のスタートラインに置くというのであれば、まずそういうふうにはっきり書いていただければいいと思いますし、私がこれを受け止めたのは、最低水準を達成しなかった場合には、要求水準のところ

から一気に実際の実績値のところまで減額を行いますよというふうに読ませていただいてしまったので、その前提で申し上げますと、例えばこの第1期に限り、主に受託者の責めに帰すべき事由により最低水準未達の場合には減額措置を適用することができるという形で、帰責事由の概念を入れるのと、減額措置を適用することができる規定にすること。

それでは、これは、だれがどう判断するのだと言われたら、発注者である社保庁側で判断しますという回答にしかならないと思いますけれども、それでもまだ、その2つのバッファを入れて、協議の余地があるのなら、多分、入札公告を出せばその部分で質問が来るかもしれません。回答の御準備をいただくまでの時間を稼ぐだけの意味合いにしかならないのかもしれませんが、あまりこのとおりに力んでしまって、事業者が懸念を抱くようなことがあってはいけないのかなと思いました。

那須室長 そこは早急にいたします。

榎谷主査 そうですね。そこは一番重要な部分で、恐らく再入札をしている時間がないと思います。ですから、事前にある程度織り込んで、事業者が考えるリスクは、無条件にイエスと言ってはいけないのしょうけれども、何か余地を残せばいいのかなというふうには思うわけです。

どうぞ。

逢見委員 5ページのなお書き以下で「第2期及び第3期の要求水準及び最低水準は、被保険者数、免除者数、1ヶ月以内に納付された月数その他目標納付率に関する基本的事項の変化に基づき、見直しを行うものとし」とあるときの基本的事項という場合に、例えば、今起きている記録漏れなどがあって、言わば国民の側が社会保険庁に対して不信感を持っているから、そういうことが納付率の低下につながって、それは民間事業者の責に帰すべき問題ではないわけですが、そういうものも例えば基本的事項の変化というところに入るのかどうかです。

那須室長 なかなか、定量的にその部分での影響がはっきり出ればその辺はあれですけれども、定性的にそういうのがあるだろうなということは影響とは言えると思うんですけれども、その辺をどの辺まで組み込めるかになる。

確かに、全体的に落ちていれば、やはりそれは同じように見直してやらなければいけないだろうと思います。全体的に落ちているのに、落とさないぞというわけにはいかないと思いますから、そこはやはりそういう基本的事項というときには、全体の動きがどうかということになって出てくるのかなというふうには思っております。

ですから、あまり過剰なことは我々にもできないだろうとは思いますが、かといってゆるゆるというのもできないかなと思います。

榎谷主査 わかりました。

恐らく、おっしゃったように、たまたま一地区だけ落ちているというのは基本的事項ではないと思うわけですが、全体がこうなっているときには、やはり十分に配慮をするというふうなところがどこかに入っていないと、最低水準ばかりというようなイメージを持た

れても困るので、特に、今、モデル事業をやっている方がどう思っているかが一番ポイントかなと思うわけです。

那須室長 ただ一応、今回の最低水準というのは、従来のは要求水準です。ですから、事業者さんにすれば、要は去年の最初の5か所分のところだったわけですが、あのうち4か所が全部クリアー、1か所だけがちょっと達成しなかったわけで、皆さん普通の形でやっていけば、ちょっと、この要求水準、最低水準なりの算式とかは違いますけれども、基本的には被保険者の限度内で、収納月数がこれくらい落ちるだろうというような見方をした従来方式の形を取っていますから、まるっきり新たなものをとということでもないのです、一応、既にやっている事業者さんでは、これは難しいですよということにはならないのではないかと私たちは思っております。

達見委員 比較するのはどうかというのはあるけれども、NHK受信料などは、不祥事が起きると支払拒否が増えるわけです。ですから、やはりそういう影響はあるのだろうと思うわけです。

那須室長 払わないということは、私たちは思っておりません。確かに、1件納付してもらうために接触する時間が増えますから、やはり効率が落ちます。これは正直言って御説明して長くなりますから、これから我々も、事務所がやるにしても、本当に効率的なことを考えていかないといかんということです。

榎谷主査 ただ電話して、それは社会保険庁に聞いてもらえばいいということは、基本はそうでしょうけれども、やはり電話だけで、それなら社会保険庁にと振るのも、やはりまたトラブルのもとになるので、ある程度の答えはできるように、教育を基本的にしていたかなければいけないのではないかと。ただ、それが突っ込んだ話になったってわからないときは、それでは社会保険庁に振りますのでという話になるのだと思います。

那須室長 そこは、事業者さんと事務所とがきちんと連携するように、我々もきちんと伝えたいと思います。

反対に、今、個人から、例えば事務所とかに問い合わせしようとする、なかなかつながらないわけです。ですから反対にそういう話があって、そういう機会でもあって、それを事務所の方につないでもらえれば、事務所の方からそのお客様にやれば、お客様の方とすれば、いつ、何回も電話してもというのがなくなりますから、そういうことも有利性とかを訴えながら、事業者と事務所がまさしくここを協力していかないと、御指摘のように、単なる従来納付督促だけでは本当に入らないと思います。

榎谷主査 そういう意味では、基本的には電話だと思のですが、受ける方の教育も、今までのモデル事業と規模が何倍も違うので、やはり相当の人をまた新しく教育しなければいけないと思うわけです。その時間も1か月あるかないかですから、なかなかスタートが少し緩やかになるのではないかとこの気もどうしてもしてしまうので、心配し過ぎかもわかりませんが、少なくとも「市場化テスト」で失敗したとは言われたくないで、その辺もよく織り込んでいただいた上でお願いします。

那須室長 確かに、どうしても出だしのところは件数とかは少なくてこうなっている。これはもうやむを得ないところもあるかなと思うのですが、従来から、一応、電話納付督促だけは外部委託で全部やっているものですから、その入札も全部一般入札ですべてやるものですから、毎年事業者が変わったりという事務局もあったり、こういうことをしておりますけれども、これも正直、大体1か月ぐらいの準備期間でみんなやって、それはそれなりに全部言うておりますのでね。

榎谷主査 1か月ぐらいで大体整っているものですか。

那須室長 はい。

榎谷主査 あとは、今、社会保険事務所そのものがパニック状態になっていて、これは3か月先ですから少し落ち着くかもわかりませんが、本当に引継ぎができるのかという気がしたりするのです。

那須室長 その引継ぎというのが、基本的には、一つはデータをきちんとお渡しするだけの話なので、そのデータを渡すときに、よく事務所の方できちんと渡さなくていいものをきちっと振り分けて渡せということになりますから、そこは大丈夫になります。

榎谷主査 それでは、マニュアル等のものは社会保険庁とやりとりすればいいわけですね。それで、現場では基本的にもらうだけと割り切っていていいということですね。

那須室長 だから、事務所なりが、今の状態は若干落ち着くだろうと思えますけれども、ただやはり、かなりそういう相談体制に人を割かなければいかんことが出てきますので、端的に言えば、なかなか事業者さんが事務所に電話してもつながらない、事業者さんも困ってしまうという事態とかそういうことになりますから、その辺は例えば緊急の連絡方法みたいなものを作ってやるとかということも事務所などにも説明していきたいと思えます。

榎谷主査 あと、事業評価をすることになるわけですが、15ページを見ると、これも今の環境の問題です。厳しい戦時体制というところをどのように考慮するような余地があるのかどうか。これだけ見ただけでは戦時の状態はあまり書いていなくて、平時の状態しか書いていないので、この評価も、やはり少しそういう観点も、いつまでもそうでは困るのですけれども、せいぜい1期目ぐらいにして収めてもらいたいと思うのですが、そういうことが起こったときに、やはり評価も、そういう観点も含めて評価していただいた方がいいのか。それが事業者、国民に対する説明責任にもなるでしょうからね。

那須室長 ここは、何も民間事業者さんだけでどうこうではなくて、他の事務所と全部同じようなことでやりますので、そういった中での評価ということになりますから、状態とすれば同じでやっていくというところで、ただ、おっしゃるように、こういう状況のことを何か加味できるかということです。

榎谷主査 確かに難しいですね。

那須室長 ですから、そこは先ほど来の成績の話ではないですけれども、全体的にどうなったということが同じような状況になるのかなと思います。

榎谷主査 今のところは、不幸か幸いかわかりませんが、民間が95、残りの3分の2ぐらいは社会保険庁の社会保険事務所がということになるわけですが、その社会保険事務所の方はどうなのですか。今、こちらの方に忙しくて、一応、督促は督促でやっているわけですか。

那須室長 今は正直言って、できておりません。

榎谷室長 それどころではないという感じですね。

那須室長 単純に、さっき言いました電話督促だけは事業者さんですので、そこにだけは出すぐらいで、それでは、今、納付督促で職員が電話をかけたり、戸別に歩いているかといったら、ほとんどできていません。

それから、幸いには、一応、年度の事業としては平成18年度の事業が一応終わったものですから、今、19年度に入って新しく19年度分の納付書をお送りして、第1回目のいわゆる通常の納付が5月末になりますから、それが見えるのが、現年度だけで言えば、今月からがようやく4月分が未納だとかそういうことになっていきますので、実際にそういう納付督促を職員が始めるのは大体来月の7月からになるんです。ですから、今の時期はどちらかというとな年度分の古いものです。

それから、我々が、今、計画しておりましたのは、この5～6月というのは、財産があるのに納めないという人たちの財産調査とか強制徴収の方に振り向けるということをやっていたわけですが、正直、これが全然できていません。

榎谷主査 徴収どころではないですね。そういうところが民間の事業者の方にどういう影響が出てくるのか読めないのが、入札をするときにどういう反応をされるか、いずれにしても、モデル事業者の方によくヒアリングをしていただいて、勿論、言ったとおりにするということではないのですけれども、正しく判断していただかなければいけないのですが、よく状況を聞いていただく。あるいは電話で外注をしているところもあるわけですね。

那須室長 そうです。

榎谷主査 そこもよくヒアリングしていただいて、どういうことが起こっているかです。

何か、ほかにありますでしょうか。

どうぞ。

佐藤専門委員 年金記録問題を、この実施要項に言葉の上で反映させることには限界が恐らくあって、ただ、スケジュールを拝見していると、実施要項(案)に対する質問の受付をして回答するというのは、応募予定者の方からの質問が来るという意味ですか。

那須室長 そうなるのだと思います。

佐藤専門委員 その意味では、ここで質問回答の作業を先取りしていただく意味で、これはこういったことが可能かということをお検討いただければいいかと思うのは、5ページの第2期、第3期の要求水準・最低水準の見直しのところです。

那須室長　なお書きの部分ですね。

佐藤専門委員　なお書きの2行目のところに「1ヶ月以内に納付された月数」の後に、これは多分、大変採用が難しいかもしれませんが「本事業の実施環境その他目標納付率に影響を及ぼし得る基本的事項の変化」と入れることがいいか悪いかということです。

これは、どういう取り上げられ方をするかがわからないわけですが、結局、取る方だけを取るという形で、それはミッションとしては当然必要なことですし、正しいことだと思うのですが、今回のこと自体を、決してどこかに違法なことがあったということではないとは思いますが、ただやはり、これは多分、法律というよりも常識の範囲内のことなのかもしれませんが、法律の世界でもクリーンハンドの原則というのがあって、自分に後ろめたいところがあるのに相手方に要求するというのは許されない。

済みません、全然比喻が悪くて、私も適切でないことは認識しながら申し上げるのですが、例えば法律でも民法という世界に不法原因給付という言い方があって、つまり、これそのものが不適切で申し訳ないです。例としてはどういうことかということ、要するにばくちをやって、負けて、金を払った。それはばくちの債務だから返せと言えるかということ、これは裁判所に言っても、裁判所は助けてくれないわけです。自分でばくちをやっておいて、それを国家権力の力を借りて金を取り戻そうなどというのは許されないということ自体、法律上でも明文化されたルールなわけです。

今回の事態を、それと対比するのは必ずしも適切ではないとは思いますが、やはり世間的な常識レベルの受け止め方として、取る方だけはきちり取るのかという言われ方をしたときに、私にしてみれば、例えばこの実施要項(案)の中に、もし本事業の実施環境という言葉が入るとしたら、その実施環境という言葉を入れたことに対しては何も質問してくるなと言いたいわけです。これには年金記録問題の影響は入るのかなどというばかな質問をしてくる応募者がいたとしたら、それは本当に発注側の意図を何も察していない人だと思うわけです。

逆に今回の実施要項を、だれがどこでどういうふう読んで、どういうふうに取り上げるかということについて予測がつかないだけに、受託事業者さんとの間のお話し合いだけだったらいいのですけれども、これが例えば応募者が乏しくて「市場化テスト」の失敗か、とか、そんなことを社保庁の年金記録問題とかぶせられて、それこそみそもくそも一緒に書き立てられるようなことだけはやはり不愉快かなという気はするものだからね。

やはり、事業者が出るときに気にするのは、そのところの影響が多分あるだろうということを物すごく強く懸念されている環境だと思うので、そこに対して何がしかすくい上げられるような余地のある表現が入っているのといないのとで大分違うのかなという感じは受けるものですから、実際、このところをそういうふう書いたら、それし

か質問してくる事業者もいないのだろうというふうに期待はしたいのですけれども、それは御検討いただいてもいいのかなと思いました。

榎谷主査 あと、入札説明会はしないのですね。入札公告をするだけなのですね。

中澤係長 説明会もいたします。

榎谷主査 それはスケジュールに入っていません。7月10日に入札公告ですね。

矢口室長補佐 ここには漏れておりましたけれども、入札公告と同時に、すぐ説明会は開催させていただいて、説明の機会は設ける予定にしております。

榎谷主査 説明会のときにいろいろ説明していただかないといけないですね。

それから、いわゆる原因究明の第三者機関が内閣府にできるのでしょうか。

櫻井参事官 総務省です。

榎谷主査 結論はいつごろ出るのですか。結論が出たときに、またいろいろ、何だという話になりますのでね。

那須室長 まだわからないですけれども、そんなにすごく時間をかけるというわけではないと思いますけれども、やはり何か月かはかかるのではないかと思います。

逢見委員 仮に、自分は確かに過去に保険料を払ったけれども、記録に入っていないという場合、そういうトラブルがあると、だから、それが解決するまでは私は払わないというのは時効の停止になるわけですか。

那須室長 それはなりません。それは関係ないです。

榎谷主査 だから、それがトラブルのもとに、つまり年金記録を見せると言って、それに時間がかかって、ぱっと出ればいいけれども、出ないときは時間がかかりますね。

那須室長 年金で言えば、要は別に老齢だけではございませんで障害年金がありますから、これはまさしく、障害になったときに払っていないと給付にもなりませんし、それでは過去に何がしかが入っていて、途中から漏れているからといって、それではほうっておいて、見つかったからといって、それで年金が無くなるのかどうか。期間がありますね。どのぐらいの期間かによるわけですから、やはりちゃんと納めていって受給権まで行かなければならないわけですから、それ以上に25年の受給権が、仮にこの期間が見つかれば自分はもういいのだからというわけには、保険は今、相互扶助とは違いますから、積立方式ではない形で考えておりますから、皆さんも保険料で給付をしている。また、若い世代には保険料を負担いただいてという仕組みになっていきますのでね。

榎谷主査 仕組みは恐らくそうだと思うのですが、かけている方から見たら、かなりね。

那須室長 御指摘は分かりますが、今の時効の云々というのはあくまでも給付で、従来5年しかできなかったものを過去にそういう記録があって、その記録が見つかったことによってさかのぼって裁定されるものは時効を全部外しましょうということです。保険料納付云々のことはならないです。

榎谷主査 N H K の受信料の件であったのは、そういうのをちゃんと N H K の体制が

できるまでは払わないとか、払わない理由はいろいろあると思うのですが、そういうことを言う人がいるので、そうするとどんどん2年でカットされてくるわけです。そういうことが起こったときに、それはおまえたちがこうだから払っていなかったのだ。何で時効なのだというふうに言われてしまったり、それは、納付督促の電話にどう影響が出るのか読めないのですけれども、それは社会保険庁の問題で、電話ではあまり大して話にならないのかもわかりませんが、だから、いろいろな心配事が余計な説明をしないとなかなか払っていただけないのではないかと。特に、今の時代はです。

また、NHKのときにもあったのですが、もともと、できれば払いたくないという人が、それを理由にすることがあるわけです。

那須室長 それは従来からもそうです。

榎谷主査 それを、あとでまた、そんなことがあるから、それでは時効になったらけしからぬみたいなことをまだおっしゃったり、いろいろなことが起こる可能性がある。

ほかに何かありますか。

それでは、最終的にいつごろ実施要項(案)を、これで言うと、我々のスケジュールは6月26日に官民競争入札監理委員会を開いて、ここで決めてしまいたいのですけれども、それは間に合わないということですか。

那須室長 これには間に合います。

徳山企画官 26日には難しいのですが、あと、7月5日なり9日なり、それも可能であるという状況です。

榎谷主査 実施要項(案)の公表は、明日していただけるわけですか。

那須室長 はい。今日御指摘いただいたものは早急に決めて、何とか明日、このスケジュールに乗せながら、質問も受けたいと思います。

榎谷主査 質問受付が26日ぐらいで、そうすると、小委員会は今度いつごろ開くのでしたか。

徳山企画官 御議論をお伺いしていると、実施要項の修正もある程度必要ということではないかと思えます。

それと、既にある民間委託の状況のヒアリングみたいな話がございしますので、もし可能であれば小委員会を、緊急にですけれども、1週間以内ぐらいを目途に開いて、今、御議論の中で出た宿題を片づける。

案の公表は、基本的に社会保険庁さんの御判断ということですが、少なくとも委員会としては、緊急事態ではありますが、日程調整は難しいかもしれませんが、1週間以内ぐらいを目途に、その辺、2つの宿題を片づけた方がよいのではないかと思うのです。

榎谷主査 それは申し訳ありませんけれども、是非。

那須室長 公表して、意見ももらいながらということもあるので、これはこれで進めさせてもらいながら、また、御意見いただいたこともすぐ検討して、もう一度お話をさ

せていただいた方がよろしいかと思ひます。そこは、また早急に当たらせてもらひます。

榎谷主査 よろしくお願ひします。

あとは何かありますか。事務局から何かありますか。

徳山企画官 事務局としては特にありません。今、申し上げたことがすべてです。

榎谷主査 ほかの先生方はよろしいですか。

(「はい」と声あり)

榎谷主査 それでは、ありがとうございました。